

磐田市告示第58号

磐田市手数料条例（平成17年磐田市条例第67号）の都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるものを次のように定める。

令和7年3月26日

磐田市長 草地 博 昭

都市の低炭素化の促進に関する法律による認定手数料区分の基準

- 「法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請」、「法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更に係る認定の申請」及び「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）。以下「施行規則」という。」第46条の2の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付」の部の一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の適合証明を添付しない場合の区分の金額の欄中法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるものは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ②及びロ②に規定する基準とする。
- 「法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請」、「法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更に係る認定の申請」及び「施行規則第46条の2の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付」の部の一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分又はその他の建築物の適合証明を添付しない場合の区分の金額の欄中法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。
 - 基準省令第10条第1号イ②及びロ②に規定する基準
 - 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省令・国土交通省令第1号）附則第3項による基準省令第10条第1号ロ②に規定する基準

附 則（令和7年3月26日制定）

- この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 都市の低炭素化の促進に関する法律による認定手数料区分の基準（令和4年度 磐田市公告 磐建建第77号）は、令和7年3月31日限り廃止する。